

マレーシア国法

リプリント

法律第 606 号

2000 年光学ディスク法

2006 年 1 月 1 日までのすべての修正を統合

出版

マレーシア法律修正局長

1968 年法律修正法に基づく

協力: PERCETAKAN NASIONAL MALAYSIA BHD

2006

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含まず。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

2000年光学ディスク法

国王承認日： 2000年8月18日

官報公示日： 2000年8月31日

過去のリプリント

初回リプリント 2001

ジェトロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

マレーシア国法

法律第 606 号

2000 年光学ディスク法

条文構成

第 I 部

総則

条文

1. 略称および発効日
2. 解釈

第 II 部

光ディスクの管理官その他

3. 管理官の任命その他

第 III 部

許可その他

4. 光ディスク製造許可
5. 未許可施設
6. 許可申請
7. 許可の付与または却下
8. 許可の期間
9. 条件変更権
10. 許可の取消
11. 許可の放棄
12. 許可の取消、放棄、期限終了の効果
13. 許可の譲渡

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

14. 許可の更新
15. 許可証の掲示
16. 登録
17. 記録の保管
18. 不服申立

第 IV 部 製造者コード

19. 光ディスクの製造者コード表示
20. 表示基準
21. 虚偽製造者コードの使用

第 V 部 行動規範

22. 管理官の行動規範制定権限
23. 行動規範の取消その他
24. 違反に対する民事罰
25. 行動規範遵守の法的防御効果

第 VI 部 違反と罰則

26. 罰則
27. 情報に関する犯罪
28. 押収の対象となる物品その他の隠匿または破壊
29. 秘密情報の開示
30. 取締役、責任者、秘書役その他による犯罪
31. 従業員または代理人による犯罪
32. 担当官の妨害
33. 一般的罰則
34. 犯罪の併合

第 VII 部

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

取締

35. 取締権
36. 捜査権
37. その他の権限
38. 令状による捜索
39. 令状なしでの捜索と押収
40. 押収物リスト
41. 不備があっても有効な令状
42. コンピューター・データへのアクセス
43. 事件の知識がある者の出頭を求める権限
44. 事件の知識がある者の尋問
45. 証拠として認められる陳述
46. 物品の没収その他
47. 押収した物品その他の保管費用
48. 押収により生じた費用または損害の賠償請求権の不存在
49. 情報提供者の保護
50. 情報の報酬

第 VIII 部

その他

51. 免除権
52. 担当官の保護
53. 起訴の開始
54. 犯罪の裁判管轄
55. 記録その他の送達
56. 規則
57. 保管と移送

添付明細書 1

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

マレーシア国法

法律第 606 号

2000 年光学ディスク法

光ディスクの製造の許可と規制およびこれらに関連する事項を定める法律

[2000 年 9 月 15 日、P.U. (B) 327/2000]

マレーシア議会は下記の法律を制定した。

第 I 部

総則

略称および発効日

1. (1) 本法は 2000 年光学ディスク法と称することができる。

(2) 本法は大臣が官報公告により指定した日に発効するものとし、大臣は本法の異なった条項につき異なった日を指定することができる。

解釈

2. (1) 本法においては、文脈上別段に解する必要がある場合を除き、下記の通りとする。

「物品」には機器、装置、機械、機材を含む。

「管理官補佐(Assistant Controller)」とは第 3 条に基づき任命された光ディスク管理官補佐をいう。

「行動規範」とは第 22 条に従って定められた行動規範をいう。

「管理官(Controller)」とは第 3 条に基づき任命された光ディスク管理官をいう。

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

「著作権」とは 1987 年著作権法[法律第 332 号]が定義する意味を有する。

「管理官代理(Deputy Controller)」とは第 3 条に基づき任命された光ディスク管理官代理をいう。

「不正コピー」とは 1987 年著作権法が定義する意味を有する。

「許可」とは第 7 条に基づいて付与される許可をいう。

「許可施設」とは許可で指定された施設であって光ディスクの製造が許可された施設をいう。

「許可所持者」とは第 7 条に基づいて許可を付与された者をいう。

「製造」とは光ディスクの製造にかかわる工程および作業をいい、マスタリングまたは複製作成あるいはその両方を含む。

「製造者コード」とは第 7(2)(b)条により許可所持者に交付された製造者コードをいう。

「大臣」とは国内取引および消費者に関する事項の所管大臣をいう。

「光ディスク」とは下記をいう。

(a) 添付明細表 1 に記載された媒体または機器

(b) データをデジタル形式で保存しレーザー光により読み出すことができる他の媒体または機器

また、「光ディスク」には、その製造目的を問わず、加えてレーザーまたは他の手段による読み出しが可能なデータが格納されているか否かを問わず、上記に該当するいかなる媒体または機器を含む。

「著作権所有者」とは 1987 年著作権法が定義する意味での著作権所有者をいう。

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

「場所」とは地上または水上のいずれかの区画をいい、建物、構造物、囲いを含み、可動か否かを問わない。

「規定の」とは本法に従って規則で規定されていることをいう。

「登録」とは本法に従い管理官が管理する登録をいう。

「本法」には本法に基づき定められたいかなる規則を含む。

(2) 本法の適用上、光ディスクの製造事業を所有し、指示し、運営しその他管理する者を光ディスク製造従事者とする。

第 II 部 光ディスクの管理官その他

管理官の任命その他

3. (1) 大臣は、本法の目的達成のため必要に応じ、公務員の中から 1 名の光ディスク管理官、適宜人数の光ディスク管理官代理、光ディスク管理官補佐その他の担当官を任命することができる。

(2) 管理官は、大臣の一般的指示および管理に従い、本法により付与された職務および責務を遂行し、権利を行使することができる。

(3) 第(1)項に基づいて任命された管理官代理、管理官補佐および他の担当官は管理官の指示および管理を受ける。

(4) 管理官および管理官代理は、本法により管理官補佐に付与されたすべての職務および責務を遂行することができすべての権利を行使することができる。

(5) 管理官代理は、本法により管理官に付与されたすべての職務および責務を遂行することができすべての権利を行使することができる。ただし第 III 部で付与された権限を除く。

(6) 第(5)項にかかわらず、管理官は第 III 部の規定に基づく自己の権限を管理官代理に委任することができ、かかる委任を受けた管理官代理は管理官の管理の下でかつ管理官によ

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

る指示および制限の下で権限を行使することができる。

(7) 管理官はいつでも第(6)項による委任を取り消すことができ、管理官は委任した権限を自ら行使することができる。

(8) 本条により任命されたすべての担当官は刑法[法律第 574 号]が定義する公務員とみなす。

第 III 部 許可その他

光ディスク製造許可

4. 本法に基づく有効な許可なく光ディスクを製造した者は罪を犯したものとする。

未許可施設

5. 許可所持者が許可施設以外で光ディスクを製造した場合は罪を犯したものとする。

許可申請

6. (1) 本法に基づく許可の申請は、規定の様式の文書を管理官に提出し、規定の文書または情報を添付しなければならない。

(2) 複数の場所で光ディスクを製造しようとする者は、1 度の許可申請ですべての製造場所について申請対象とすることができる。

(3) 管理官は、第(1)項の申請書の受理後かつ決定を行う前であればいつでも、管理官が必要があると判断した場合には追加文書または情報の提出を文書で申請者に要求することができる。

(4) 第(3)項に基づくいかなる追加文書または情報についても、申請者が通知で指定された期間内または管理官が付与した延長期間内に提出しなかった場合には、当該申請は撤回されたものとみなす。ただし、申請者が新たに申請書を提出することを妨げない。

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

(5) 本条に基づく申請は、許可の付与または却下の前であればいつでも取り消すことができる。

許可の付与または却下

7. (1) 管理官は、第6条に基づく申請書、文書、情報の受領時に、許可を付与しまたは許可を却下することができる。

(2) 管理官が第(1)項の許可を付与する場合は下記を行わなければならない。

(a) 規定期間内に規定料金を支払うよう許可所持者に要求すること。

(b) 許可所持者の製造者コードを発行すること。かかるコードは規定に従い下記で構成されるものとする。

(i) 1つまたは複数の文字または数字

(ii) マーク、記号、シンボル、または図案

(iii) 文字、数字、マーク、記号、シンボル、図案の任意の組み合わせ

(c) 下記の目的のため適当であると判断した条件を付すこと。

(i) 著作権が設定されている著作物の不正コピー製造防止

(ii) 1987年著作権法による著作権者または権利を譲受した他の者の権利保護

(d) その他適当と判断した条件を付すこと。

(3) 第(2)(a)項が定める料金が規定の期間内に支払われなかった場合、許可は付与されなかったものとみなす。

(4) 管理官が許可の付与を却下した場合は、却下の理由を示すことなく、文書で直ちに申請者に通知しなければならない。

(5) 第6(2)条に基づく申請について管理官が許可を付与した場合、管理官は各製造場所について別個の許可を発行しなければならない。

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください。

許可の有効期間

8. 第7条により付与された許可は、期限前の取消または停止が行われた場合を除き、許可で指定された期間有効とする。

条件変更権

9. (1) 管理官は、許可の付与後、いつでも下記を行うことができる。

- (a) 許可に新たな条件または追加条件を付すること。
- (b) 許可に付した条件を変更または取消すること。
- (c) (b)により変更済みの条件を変更または取消すること。

(2) 管理官が第(1)項の措置を実施する場合は、許可所持者に対して下記を行わなければならない。

- (a) 自己の意図を文書で通知すること。
- (b) 通知送達から14日以内に意見文書を提出する機会を付与すること。

(3) 管理官は、上記14日間の経過後および許可所持者の意見の検討後、第(1)項の条件の設定、変更、取消を行うかあるいは現状を維持するかを決定する。

(4) 管理官は第(3)項の決定を許可所持者に文書で通知しなければならない。

許可の取消

10. (1) 管理官は、下記に該当すると判断した場合には、許可を取り消すことができる。

(a) 許可所持者が本法に定める義務に違反したとき

(b) 許可所持者が許可のいずれかの条件または本法のいずれかの規定に違反したとき。
かかる違反について犯罪として起訴されたか否かを問わない。

(c) 許可所持者が本法に定める罪で有罪とされたとき

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

(d) 許可所持者または許可所持者の取締役、責任者、秘書役またはこれらに類する他の役員を現在務めているまたは今後務めようとする者が、許可申請に関連して、または許可の付与後いずれかの時点において、管理官に虚偽、不実または不正確な情報を提供した場合

(e) 許可所持者が光ディスク製造事業を停止した場合

(2) 管理官は、許可の取消に先立ち、許可を取り消す自己の意図を文書で許可所持者に通知しなければならない。許可所持者が当該許可取消を不当であるとする場合には 14 日以内にその理由を提示することを許可所持者に求めることができる。

(3) 管理官は、上記 14 日間の経過後および許可所持者の意見の検討後、許可を取り消すかあるいは現状を維持するかを決定する。

(4) 管理官は第(3)項の決定を許可所持者に文書で通知しなければならない。

(5) 許可の取消は下記のとときに有効となる。

(a) 取消への不服申立が行われなかった場合は取消通知が許可所持者に送達された日から 14 日の期間が終了したとき

(b) 前記取消への不服申立が行われた場合は大臣が取消を確認したとき

許可の放棄

11. (1) 許可所持者は、放棄通知書を添えて許可証を管理官に提出することにより、自己の許可を放棄することができる。

(2) 前記の放棄は第(1)項の許可証と通知書を管理官が受領した日に発効するか、または、前記通知にこれより遅い日が指定されていた場合はかかる遅い日に発効する。

許可の取消、放棄、期限終了の効果

12. 許可所持者は、第 9 条による許可の取消あるいは第 10 条による許可の放棄が発効したとき、または許可の期限が終了したときには直ちに光ディスクの製造を停止しなければ

ジェトロ仮訳
※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

ならない。

許可の譲渡

13. (1) 管理官が承認した場合を除き、許可を譲渡することはできない。
- (2) 管理官の承認なく自己の許可を他に譲渡した許可所持者は罪を犯したものとする。
- (3) 管理官は下記の場合に許可の譲渡を承認することができる。
 - (a) 許可所持者が死亡、権利能力喪失、または破産した場合
 - (b) 許可所持者が法人である場合は、許可所持者法人が清算された場合または許可所持者の事業に関する管財人または管理者が任命された場合
 - (c) その理由を問わず、許可の譲渡が不当であると管理官が判断した場合
- (4) 許可譲渡の申請は文書で管理官に行わなければならない。

許可の更新

14. 許可所持者は、現行許可の期限終了日の1ヶ月前までに許可更新を管理官に申請しなければならない。

許可証の掲示

- 15.(1) 許可所持者は自己の許可証を許可施設の目立つ場所に常時掲示しておかなければならない。
- (2) (1)項に違反した許可所持者は罪を犯したものとする。

登録

16. (1) 管理官は、本法により付与された許可証について規定の形式で登録の実施および維持を行わなければならない。

- (2) 管理官は、自己が適切であると判断した条件に従い、登録を一般の閲覧に供しなけれ

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

ばならない。

記録の保管

17. (1) 許可所持者は、光ディスク製造に関連する自己の事業実施について、規定の形式で規定の情報を適切に記録し保管しなければならない。

(2) 前記の記録は下記の通りとしなければならない。

- (a) 本法により義務付けられている記録の記入のみを目的として保管すること。
- (b) いつでも管理官補佐に閲覧に供すること
- (c) 内容の最新を維持し、良好な秩序および状態を維持すること

(3) 許可所持者は、管理官から要求があった場合には、管理官が指定する時期に、記録および他の関連する文書および情報を提出しなければならない。ただし、かかる文書または情報の提出が営業秘密の開示にあたる場合を除く。

(4) 第(1)、(2)または(3)項に違反した許可所持者は罪を犯したものとする。

不服申立

18. (1) この部の定めに基づく管理官のいずれかの決定に不服がある者は、かかる決定の通知を受けてから1ヶ月以内であれば、規定の方法により、大臣に申立を行うことができる。

(2) 大臣は、申立があった管理官の決定を支持、逆転、または変更することができる。

(3) 第(2)項の大臣の決定は最終的なものとする。

第IV部 製造者コード

光ディスクの製造者コード表示

19. (1) 許可所持者は、第7(2)(b)条により付与された製造者コードを自己が製造した各光ジェトロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

ディスクに表示しなければならない。

(2) 第(1)項に違反した許可所持者は罪を犯したものとする。

(3) 本条において「表示」とは、第 20 条が定める基準に従った表示をいう。

表示基準

20. (1) 大臣は、光ディスクへの製造者コードの表示についての基準を定めることができる。

(2) 第(1)項の一般性を妨げることなく、大臣は下記を定めることができる。

(a) 光ディスクの異なった分類または種類に従って異なった基準

(b) いずれかの分類または種類の光ディスクに製造者コードを表示する方法またはかかる表示に使用する方法に関する基準

虚偽製造者コードの使用

21. (1) 下記を行った者は罪を犯したものとする。

(a) 製造者コードの偽造

(b) 欺瞞の目的による製造者コードまたは製造者コードに類似するマークの不正使用

(c) 製造者コードの偽造を目的とする、または偽造に使用可能な、ダイス、ブロック、機械その他の装置の製造

(d) 製造者コードの偽造を目的とするダイス、ブロック、機械、その他の装置の処分または所持

(e) 第(a)、(b)、(c)または(d)項の行為を行わせること

(2) 第(1)項の罪に対する手続において、欺瞞または詐欺の意図の不存在の立証責任は被告側にある。

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

第Ⅴ部 行動規範

管理官の行動規範制定権限

22. (1) 管理官は、光ディスク製造事業に従事する者の行動に関する行動規範を制定することができる。
- (2) 管理官は、第(1)項の行動規範の制定に先立ち、当該行動規範が適用される者を代表する団体その他管理官が適切であると判断した関係者と協議することができる。
- (3) 第(1)項に基づき管理官が制定する行動規範は官報で公示する。

行動規範の取消その他

23. (1) 管理官は、行動規範の全部または一部が本法の規定と一致しなくなったと判断した場合には、行動規範の全部または一部の取消、修正、改訂を行うことができる。
- (2) 管理官は、行動規範の取消、修正、改訂に先立ち、当該行動規範が適用される者を代表する団体その他管理官が適切であると判断した関係者と協議することができる。
- (3) 第(1)項により管理官が取消、修正、改訂を行った規定は官報で公示する。

違反に対する民事罰

24. (1) 第Ⅳ部の定めにかかわらず、行動規範のいずれかの条項に違反した者は200リンギット以下の罰金を管理官に支払わなければならない。
- (2) 他の成文法の規定にかかわらず、本条に基づき支払う罰金は、他の救済方法または制裁を妨げるものではなく、民事債権として徴収することができる。

行動規範遵守の法的防御効果

25. 行動規範が定めている事項に関して行動規範の対象となる者に対して、裁判あるいはジェトロ仮訳
- ※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

その他によりの方法を問わず、いかなる起訴、訴訟、法的手続が行われた場合も、行動規範を遵守していたことは抗弁となる。

第 VI 部 違反と罰則

罰則

26. (1) 第 15 条を除き、第 III 部の罪を犯した者が有罪とされた場合は下記の責任を負う。

(a) かかる者が法人である場合、50 万リングットを超えない罰金を科すものとし、再犯または累犯の場合には、100 万リングットを超えない罰金を科すものとする。

(b) かかる者が法人でない場合、25 万リングットを超えない罰金もしくは 3 年を超えない禁錮またはその双方を科すものとし、再犯あるいは累犯の場合には、50 万リングットを超えない罰金もしくは 6 年を超えない禁錮またはその双方を科すものとする。

(2) 法人の取締役、責任者、秘書役または他のこれらに類する役員が第 30 条に従い第(1)項の罪を犯したものとされた場合、かかる者が有罪とされたときには第(1)(b)条の罰に処する。

情報に関する犯罪

27. (1) その目的を問わず、本法が定める申請書、報告書その他の文書において虚偽または不実な情報を提出した者は罪を犯したものとし、有罪とされた場合には下記の責任を負う。

(a) かかる者が法人である場合、50 万リングットを超えない罰金を科すものとし、再犯あるいは累犯の場合には、100 万リングットを超えない罰金を科すものとする。

(b) かかる者が法人でない場合、25 万リングットを超えない罰金若しくは 3 年を超えない禁錮またはその双方を科すものとし、再犯または累犯の場合には、50 万リングットを超えない罰金若しくは 6 年を超えない禁錮またはその双方を科すものとする。

(2) 下記に該当する者は罪を犯したものとする。

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

(a) 管理官補佐または警視以上の階級の警察官が本法に基づいて要求した事項に関し、虚偽または不実な明細、情報または陳述を提出しまたは提出させた場合

(b) 管理官補佐または警視以上の階級の警察官が本法に基づいていずれかの明細、情報、陳述を取得する目的で行った質問に対して回答を拒否しまたは虚偽の回答を行った場合

(c) 管理官補佐または警視以上の階級の警察官が要求した文書を提出せずまたは提出を拒否した場合

(3) 法人の取締役、責任者、秘書役または他のこれらに類する役員が第 30 条に従い第(1)項の罪を犯したものとされた場合、かかる者が有罪とされたときには第(1)(b)条の罰に処する。

(4) 本条は、回答または情報提出により自己が有罪とされ、罰金を科されまたは没収されるおそれがある場合に質問に回答しあるいは情報を提供することを義務付けるものと解釈してはならない。

押収の対象となる物品その他の隠匿または破壊

28. 本法による押収の対象となる物品、光ディスク、物、書籍または文書を、これらの押収を逃れる目的で隠匿しまたは破壊した者は罪を犯したものとする。

秘密情報の開示

29. (1) 本法の定めに基づいて取得したいずれかの秘密情報を利用しまたは他者に開示した者は罪を犯したものとする。

(2) 第(1)項は下記に該当する情報の開示を妨げるものではない。

(a) 本法の正当な実施を目的としまたはこれに関連する場合

(b) 法的手続を目的とする場合

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

(c) 本法に基づく調査を目的とする場合

(d) 情報受領の適格を有する者であると大臣が文書で承認した者または担当官に開示する場合

(e) 本法の運用に関する統計を政府が作成することを目的としまたはこれに関連する場合

取締役、責任者、秘書役その他による犯罪

30. 法人が本法のいずれかの規定に違反した場合、かかる犯罪の時点で当該法人の取締役、責任者、秘書役またはこれらに類する役員であった者、あるいはこれらの役職にあると主張していた者、またはその態様および範囲を問わず当該法人の業務管理に責任を有していた者、またはかかる管理を補佐していた者も罪を犯したものとする。ただし、かかるものが、犯罪が自己の同意または黙認なしに実行されたこと、および自己の職務の性質およびすべての状況に関連して、かかる犯罪の予防のために自己が実行すべきすべての努力を行っていたことを証明した場合はこの限りでない。

従業員または代理人による犯罪

31. いずれかの作為、不作為、過失、不履行に対する刑罰あるいは罰金について本法に基づく責任を負う者(以下「本人」という)は、自己の従業員あるいは代理人またはかかる代理人の従業員の作為、不作為、過失、不履行につき、かかる作為、不作為、過失、不履行が本人が雇用中の従業員によるもの、または本人に代理して行為する代理人によるもの、代理人が雇用中の代理人の従業員その他代理人のために行為を行う者によるものであった場合には、これらの者と同一の刑罰または罰金を科す。

担当官の妨害

32. 管理官補佐または警視以上の階級の警察官による本法に基づく職務の執行を妨害し、阻害し、攻撃し、妨げた者は罪を犯したものとする。

一般的罰則

33. (1) いずれかの者が罰則が明示されていない本法の違反により有罪とされた場合に

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

は、15万リングットを超えない罰金若しくは3年を超えない禁錮またはその双方を科すものとし、再犯または累犯の場合には、30万リングットを超えない罰金若しくは5年を超えない禁錮またはその双方を科すものとする。

(2) いずれかの法人が罰則が明示されていない本法の違反により有罪とされた場合には、25万リングットを超えない罰金を科すものとし、再犯または累犯の場合には、50万リングットを超えない罰金を科すものとする。

(3) 法人の取締役、責任者、秘書役または他のこれらに類する役員が第30条に従い罰則が明示されていない本法違反の犯したものとされた場合、かかる者が有罪とされたときには第(1)項の罰に処する。

犯罪の併合

34. (1) 管理官、管理官代理または管理官に文書で授権された者は、検察官の同意を得た上で、いかなる者による違反を併合可能と規定されている本法の違反を併合することができる。その場合、当該犯罪の罰金の最高額の50%を超えない額を指定された期間内に管理官、管理官代理または管理官に文書で授権された者に支払うことにより犯罪を併合する旨を文書で違反者に通知する。

(2) (1)項による申し出は犯罪の実行後かつ起訴前であればいつでも行うことができ、かかる申し出により指定された額が指定された期間内または期間が延長されている場合にはその延長期間内に管理官、管理官代理または管理官に文書で授権された者に支払われなかった場合には、当該違反者に対する当該犯罪の起訴をいつでも開始することができる。

(3) 第(1)項により犯罪が併合された場合、

(a) 併合の申し出が行われた者の当該犯罪に関しては、以後、起訴は行われない。

(b) かかる犯罪に関連して押収えられた物品、光ディスク、物、書籍、文書は直ちに解放される。ただし、管理官、管理官代理または管理官に文書で授権された者は適当であると判断する条件を付すことができる。

第VII部

取締

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

取締権

35. (1) 管理官補佐または警視以上の階級の警察官は、本法に基づくすべての取締権を行使することができる。

(2) すべての管理官補佐または警察官が本法に基づきいずれかの者に対する行為を行う場合は、自己の身分を告げなければならず、相手から要求があった場合には、管理官が管理官補佐に携帯するよう指示した身分証または警視総監が当該警察官に携行するよう指示した身分証を提示しなければならない。

捜査権

36. (1) 管理官補佐または警視以上の階級の警察官は、本法による犯罪の捜査を行う権限を有する。

(2) 第(1)項の適用上、管理官補佐または警察官は、捜査を実施し本法の遵守を確保する目的で、許可所持者に命令を発行することができる。

(3) 本法の違反を捜査する管理官補佐または警視以上の階級の警察官は、第(1)および(2)項に定める権限に加え、刑事訴訟法[法律第 593 条]が定める押収適格事件の捜査を行う警察に関連する権限のすべてまたはいずれかを有する。

その他の権限

37. 管理官補佐または警視以上の階級の警察官は、本法の取締の目的で、下記のすべてまたはいずれかを行うことができる。

(a) 通知を行った上でまたは通知を行わずに、合理的な時間に許可施設の訪問、立入、査察、検査を行うこと。

(b) 許可所持者が保管する記録、帳簿、会計簿、コンピューター・データまたは文書の提出を求め、その査察、検査、コピー作成を行うこと。

(c) 本法によるいずれかの事件または犯罪に関連して、いずれかの者に身分証明書の

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

提示を求めること。

- (d) 本法の条項の遵守を確認するために必要な調査を行うこと。

令状による捜索

38. (1) 裁判官が、宣誓供述書に基づき、かつ自己が必要であると判断した調査を行った上で、いずれかの施設で本法の違反が現在または過去に発生したと考える合理的理由が存在すると考えた場合、当該裁判官は令状を発行し、令状に氏名が記載された管理官補佐または警視以上の階級の警察官に対し、日中または夜間の合理的時間に、協力を受けてまたは協力なしで、必要であれば強制的に、施設に立ち入ることを許可することができる。

(2) 管理官補佐または警視以上の階級の警察官は、第(1)項に基づく立入を行った施設で、実行された容疑のある犯罪に関する情報を含んでおりまたは含んでいると合理的に確信される、あるいは本法の違反の証拠を開示すると考えられる、物品、光ディスク、物、書籍または文書を捜索し押収することができる。

(3) 第(1)項による捜査に従事する管理官補佐または警視以上の階級の警察官は、犯罪捜査のため合理的に必要であると判断した場合には、施設内または施設に存在する者の身体捜索を実施することができる。ただし女性の身体捜索は他の女性により行わなければならない。

(4) 本条による施設への立入を行った管理官補佐または警視以上の階級の警察官は、必要と判断した他の者または装置を帯同させることができる。

(5) 管理官補佐または警視以上の階級の警察官は、退去時に、いずれかの施設が無人的か占有者が一時的に不存在である場合には、発見した不法侵入者からの効果的な保護措置を実施しなければならない。

(6) 第(3)項に従って身体捜査に従事する管理官補佐または警視以上の階級の警察官は、かかる担当官が実施する捜査の目的で、当該者から発見したいかなる物品、光ディスク、物、書籍または文書を押収し、留置し、または占有を取得することができる。

(7) 本条に基づいて押収したいいずれかの物品、光ディスク、物、書籍または文書が、その性質、寸法または数量を理由として持ち出しに適さない場合、押収担当官は、かかる物品、

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

光ディスク、物、書籍または文書につき、これらが発見された当該施設またはコンテナにていずれかの方法で封緘しなければならない。

(8) 適法な権限なくして第(7)項に記載された封緘の廃棄、破損または損傷を行い、または封緘されたいずれかの物品、光ディスク、物、書籍または文書を持ち出しあるいは持ち出そうとした者は罪を犯したものとみなす。

令状なしでの捜索と押収

39. 第 38 条に記載するいずれかの状況において、管理官補佐または警視以上の階級の警察官が、同条が定める捜索令状の取得が遅延すれば捜査に悪影響が生じあるいは犯罪実行の証拠の破棄、除去、損傷、破壊が行われる可能性があるかと確信する合理的な理由が存在する場合には、管理官補佐または警視以上の階級の警察官は当該施設に立ち入り、第 38 条が付与している権限につき、かかる条文に基づく令状により許可された場合と同じく、完全かつ十分な方法ですべての権限を行使することができる。

押収物リスト

40. (1) 第(2)項に規定されている場合を除き、この部の条項に基づいていずれかの物品、光ディスク、物、書籍または文書を押収した場合には、押収担当官は押収品リストを作成し、自己が署名したコピーを、捜索を実施した施設の占有者または当該施設に存在するかかる者の代理人あるいは使用に直ちに交付しなければならない。

(2) 施設が無人である場合、押収担当官は、可能な限り、押収品リストを施設に目立つように掲示しなければならない。

不備があっても有効な令状

41. 本条に基づき発行された令状は、令状自体または当該令状の適用に不備、誤り、遺漏が存在する場合であっても、かかる令状に基づき押収されたいずれかの物品、光ディスク、物、書籍または文書は本法に基づく法的手続きの証拠として有効である。

コンピューター・データへのアクセス

42. (1) 本条に基づく捜索に従事する管理官補佐または警視以上の階級の警察官は、コンピュータ仮訳
※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

ピューターその他に保存されたコンピューター・データにアクセスすることができる。

(2) 本条において「アクセス」とは必要なパスワード、暗号コード、解読コード、ソフトウェアまたはハードウェアおよびコンピューター・データの判読を可能にするために必要なその他の手段を提供されることを含む。

事件の知識がある者の出頭を求める権限

43. (1) 本条に基づく捜査に従事する管理官補佐または警視以上の階級の警察官は、事件の事実および状況を知っていると当該管理官補佐または警視以上の階級の警察官が判断した者について、文書による命令により出頭を求めることができ、かかる者は要求に従って出頭しなければならない。

(2) いずれかの者が要求された出頭を拒否した場合、管理官補佐または警視以上の階級の警察官は、かかる不出頭を裁判官に報告するものとし、かかる裁判官は召喚状を発行して、第(1)項が定める命令により要求したかかる者の出頭を確保することができる。

事件の知識がある者の尋問

44. (1) 本条に基づく捜査に従事する管理官補佐または警視以上の階級の警察官は、事件の事実および状況を知っていると考えられる者を口頭で尋問することができる。

(2) 第(1)項による尋問を受けた者は、管理官補佐または警察官が提示した事件に関するすべての質問に回答する法的義務を負う。ただし、回答することにより刑事罰、罰金または没収に至る可能性がある場合は、質問への回答を拒否することができる。

(3) 本条が定める陳述を行う者は、かかる陳述の全部または一部のいずれかが質問への回答であるかどうかにかかわらず、真実を陳述する法的義務を負う。

(4) 第(1)項が定める尋問を行う管理官補佐または警視以上の階級の警察官は、最初に第(2)および(3)項の規定を相手に告知しなければならない。

(5) 本条に従っていずれかの者が行った陳述は、第 45(2)条が定める告知が行われたか否かを問わず、可能な限り、文書化して、下記の時点で場合により陳述を行った者が署名するか、親指の指紋を押捺するものとする。

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

- (a) 陳述者が陳述を行った言語で陳述者に読み聞かせた後、かつ
- (b) 陳述者が希望する修正の機会を与えられた後

証拠として認められる陳述

45. (1) いずれかの者が本条違反で告発された場合、かかる者によるいずれかの陳述は、かかる陳述が自白であるか否か、口頭によるか文書によるかにかかわらず、告発の前後を問わずいずれかの時点で行われたかを問わず、本法による捜査によるものか否かを問わず、全部または一部が質問に対する回答であるか否かを問わず、管理官補佐または警視以上の階級の警察官の尋問による陳述であるかを問わず、他の管理官補佐あるいは警察官あるいはその他の者が通訳したかどうかにかかわらず、他の成文法にこれと反する定めがある場合であっても、かかる者の裁判において証拠能力を有するものとし、告発された者が自身を証人とした場合には、かかる者の主張を覆す目的でかかる陳述を反対尋問に使用することができる。

(2) 第(1)項の陳述については下記の通りとする。

- (a) 下記の場合には第(1)項の証拠能力はなく、使用できないものとする。

(i) 陳述の作成において権限のある者からの誘導、威迫または告発手続に関する約束があった可能性があるとして裁判所が判断し、裁判所の意見によれば、告発された者がかかる陳述を行うことによって、かかる者に対する法的手続に関連して利益を得あるいは一時的な害悪を避けることができると合理的に考えるに十分であった場合。

(ii) 逮捕後の陳述の場合は、下記のような意味の言葉でかかる者に告知が行われていたことを裁判所が認定していない場合。

「あなたは何かを述べることや質問に回答することを義務付けられていないが、ここで述べたことは、それが質問への回答であると否とを問わず、証拠として使用されることがあることをあなたに警告することが私の職務である」

(b) 告知を行う前にいずれかの者が行った陳述は、可能な限り迅速に告知が行われた場合には、告知が行われなかったことのみを理由として証拠能力が否定されるものではない。

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

(3) いずれかの成文法にこれと反する定めがある場合であっても、第(1)項が適用される者は第(2)項の告知が行われた後においては、事件に関連する質問に回答する義務を負わない。

物品の没収その他

46. (1) 本法に基づく権限の実行により押収されたすべての物品、光ディスク、物、書籍または文書は没収することができる。

(2) 本法違反により告訴された者の審理を行う裁判所は、裁判最終時に、かかる者が有罪であると否とを問わず、かかる者から押収した物品、光ディスク、物、書籍または文書の廃棄を命じるか、または、不正コピーの場合は、場合により、当該著作権の第一所有者、またはその譲受人または排他的使用許諾所持者への引渡しを命じるものとする。

(3) 本法に基づいて付与された権限を行使して押収した物品、光ディスク、物、書籍または文書に関して起訴が行われなかった場合、かかる物品、光ディスク、物、書籍または文書は押収日から1暦月の経過時に没収されものとみなす。ただし、第(4)、(5)、(6)項に定める方法でかかる日までにこれらに対する所有権の主張が行われた場合を除く。

(4) 本法により押収されたいずれかの物品、光ディスク、物、書籍または文書の所有者であってかかる物品、光ディスク、物、書籍または文書の没収は不当であると主張する者は本人によりまたは文書で委任した代理人を通じて、かかる主張を管理官補佐に文書で通告することができる。

(5) 第(4)項の通告を受領した管理官補佐はかかる通告を管理官に回付しなければならず、管理官は、必要な調査を行った後に、かかる物品、光ディスク、物、書籍または文書の返却あるいは没収を指示するか、または本件を第一級裁判所に回付して決定を受けなければならない。

(6) 本件の回付を受けた裁判所は、召喚状を発行し、物品、光ディスク、物、書籍または文書の所有者であると主張する者およびこれらを押収された者の裁判所出廷を要求し、適正な召喚状送達を行った後、これらの者の出廷または不出廷により本件の審理を開始し、本法の違反が存在し前記の物品、光ディスク、物、書籍または文書がかかる犯罪の目的物あるいはかかる犯罪に使用されたことが証明された場合には当該の物品、光ディスク、物、書籍または文書の没収を命じなければならず、かかる証明がない場合には、当該の物品、

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

光ディスク、物、書籍または文書の権利者への返却を命じなければならない。

(7) 没収されあるいは没収対象とみなされた物品、光ディスク、物、書籍または文書は管理官に提出し、管理官が適切と判断した方法で処分しなければならない。

押収した物品その他の保管費用

47. 本法違反に関連して本法に基づいて押収された物品、光ディスク、物、書籍または文書を手続終了まで政府が保管していた場合、いずれかの者が犯罪について有罪とされた場合はこれらの保管費用はかかる者が政府に支払義務を負うこととなり、この義務に基づいて徴収することができる。

押収により生じた費用または損害の賠償請求権の不存在

48. 本法に基づく権利の行使としてまたは権利の行使であるとの主張のもとで押収された物品、光ディスク、物、書籍または文書に関する裁判所での手続に関しては、いかなる者もかかる手続の費用を請求する権利または損害賠償請求権その他の救済を受ける権利を有しない。ただし押収が合理的理由なく行われた場合を除く。

情報提供者の保護

49. (1) 本条で定められている場合を除き、いずれかの民事手続または刑事手続の証人は情報提供者の氏名、住所または情報提供者から受領した情報の内容および性質を開示しあるいは情報提供者の身元特定に至る事項を陳述する義務を負わず、またはこれらを行うことは禁止する。

(2) いずれかの民事手続または刑事手続の証拠であるいは捜査の対象であるいずれかの物品、光ディスク、物、書籍または文書に情報提供者の氏名や記述が存在し、または情報提供者の身元特定に至る可能性がある事項がある場合、裁判所は、情報提供者の開示を保護するために必要な範囲においてのみ、これらのすべての表示を見えないように覆い隠させまたは消去させるものとする。

(3) 本法違反の裁判において、裁判所が事件の詳細な審理を行った後において、情報提供者が故意に自己の申立の中で、虚偽であることを知っているまたは確信している、または真実であるとは確信していない重要な陳述を行っていると判断した場合、または他の手続

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

において情報提供者が開示されなければ手続での両当事者間の正義が完全に実現されないと裁判所が判断した場合には、裁判所は申立が文書によっている場合はその原本の提出を要求し、かかる情報提供者の取り調べを許可し、完全な開示を要求することができる。

情報の報酬

50. 有罪となった刑に罰金が含まれている場合、罰金を科す裁判所は、検察官の申請に基づき、罰金のうち裁判所が適切と考える部分を、ただしいかなる場合も罰金額の半額を超えない範囲で、有罪に至った情報を提供した者に支払うよう指示することができる。

第 VIII 部

その他

免除権

51. (1) 大臣は官報で命令を公示することにより、自己が適切であると判断した条件に基づき、いずれかの者または団体あるいはいずれかの事業体または事業団体につき、本法のいずれかの条項の適用を免除することができる。

(2) 大臣は、第(1)項の免除が不要となったと判断したときにはいつでも、官報で命令を公示することにより、命令を取り消すことができる。

担当官の保護

52. 下記については訴訟または起訴の実施、開始、維持を行うことができない。

(a) 管理官、管理官代理、管理官補佐、本法に基づいて適法に任命された担当官または警察官が、本法の実施の目的のために命令されまたは実行した行為を理由とするまたはこの行為に関連する場合

(b) 上記以外の者が管理官、管理官代理、管理官補佐その他本法により適法に任命された担当官または警察官の命令、指示、指令により行った行為あるいはこれらに基づく主張して行った行為を理由とするまたはこの行為に関連する場合。ただし、かかる行為が誠実に実行されかつ意図した目的の実現のために必要であるとの合理的な確信があった場合に限る。

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

起訴の開始

53. 本法による犯罪のためのまたはこれに関連する起訴は、検察官の文書による同意がなければ開始されない。

犯罪の裁判管轄

54. 成文法にこれと反する規定が存在する場合であっても、第一級裁判所は本法による犯罪の裁判を行う管轄権を有し、かかる犯罪のすべてに完全な刑罰を科すことができる。

記録その他の送達

55. (1) 本法に基づき、いずれかの者の製造活動に関して提出または提供が義務付けられている記録その他の文書または情報、通知の実施、許可または決定または命令の告知は、手交により行うかあるいは書留郵便で送付するものとする。

(2) 書留郵便で送付された記録、他の文書または情報、通知、許可、決定または命令は、かかる記録、他の文書または情報、通知、許可、決定または命令が下記に宛てて投函された場合には、通常であれば相手方が受領したであろう日の翌日に受取人に送達されたものとみなす。

(a) 大臣または管理官宛の場合は、場合により、省内のどちらかを宛先とする。

(b) マレーシアに登録上の事務所を有する会社、パートナーシップ、または団体宛の場合には、かかる登録上の事務所を宛先とするか、かかる登録上の事務所がない場合には、会社、パートナーシップ、団体のマレーシア内の主たる事業所を宛先とするか、または、かかる主たる事業所がない場合は、会社、パートナーシップ、団体の他の活動場所を宛先とする。

(c) 個人宛の場合は、最後に把握している住所を宛先とする。

規則

56. (1) 大臣は、必要な場合または望ましい場合には、本法の条項に完全な効果を生じさ

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

せるため、本法の目的の実行または達成のため、または本法の条項のさらなる、よりすぐれたまたはさらに便利な実施のため、規則を制定することができる。

(2) 第(1)項の一般性を妨げることなく、下記の規則を制定することができる。

(a) 本法の適用において使用する様式および提供する情報を規定する規則。

(b) 許可申請手続、許可の付与、放棄、停止、更新、取消に関する質問の決定方法、許可の付随条件、不服申立に関する手続を規定する規則。

(c) 本法に基づく料金の支払およびかかる料金の徴収および取り扱いの方法を規定する規則。

(d) 管理官が保管し維持する登録の様式、登録の開始、維持、終了に関する手続およびその他の事項、登録の閲覧および概要作成に関する手続およびその他の事項を規定する規則。

(e) 許可所持者が保管し維持する記録の様式、記録する情報、かかる記録の提出を規定する規則。

(f) 規則により規定することを本法が義務付けあるいは許可している事項、または規則で規定することが必要あるいは望ましい事項を規定する規則。

保管と移送

57. (1) 本法施行の直前に光ディスクの製造に従事していた者が本法施行以後も光ディスクの製造を継続する意図を有している場合には、本法施行日から 6 ヶ月以内に本法に基づく許可を管理官に申請しなければならない。

(2) 第(1)項による許可申請を管理官が審査中である間、申請者は本法に基づく許可を所持しているとみなし、無許可で光ディスク製造に従事したことに対する措置は取られない。

(3) 第(1)項により行われた申請に対して管理官が第 7 条に基づく許可を付与した場合、申請者は許可が付与された日から 6 ヶ月以内に、許可の付随条件を遵守するために必要な措置を取らなければならない。

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

(4) 管理官が第7条に基づく許可を付与しなかった場合、第(2)項に記載する申請者は、管理官から決定通知を受けた日から、または第18条による不服申立を行った場合は大臣がかかる申立に対する決定を行った日から、同項により許可を所持しているとみなされることが終了する。

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

添付明細書 1

[第 2(1)条]

光ディスクリスト

1. 下記を含むコンパクト・ディスク(CD)

コンパクト・ディスク - オーディオ(CD-A)

コンパクト・ディスク - ビデオ(CD-V)

コンパクト・ディスク - リードオンリーメモリー (CD-ROM)

コンパクト・ディスク - インタラクティブ (CD-I)

コンパクト・ディスク - フォト (CD-p)

コンパクト・ディスク・レコーダブル(CD-R)

コンパクト・ディスク・リライタブル(CD-RW)

2. 下記を含むデジタル・バーサタイル・ディスク(DVD)

デジタル・バーサタイル・ディスク - レコーダブル(DVD-R)

デジタル・バーサタイル・ディスク - リライタブル(DVD-RW)

3. レーザー・ディスク(RD)

4. ミニ・ディスク(MD)

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

マレーシア国法

法律第 606 号

2000 年光学ディスク法

修正一覧

修正法	略称	発効日
	なし	

ジェトロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

マレーシア国法

法律第 606 号

2000 年光学ディスク法

修正条文一覧

条文

修正権者

発効日

なし

ジェトロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含まず。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。